

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年7月10日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

### 鳥取県人事委員会規則第15号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例)</p> <p>2 <u>条例附則第6項第4号、第6号又は第8号</u>の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (東日本大震災の被災地における作業に係る災害応急手当の支給の特例)</p> <p>2 <u>条例附則第6項第3号、第5号又は第7号</u>の作業に従事した時間（条例附則第7項の規定によりこれらの作業に従事したものとみなされる時間を含む。）が1日について4時間に満たない場合におけるその日のこれらの作業に係る災害応急手当の額は、条例附則第6項に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。</p>

- 附 則  
(施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
  - 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第50号）附則第2項に規定する作業のうち屋外において行うものについて改正前の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第2項の規定を適用する場合においては、同項中「条例附則第6項に」とあるのは、「警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第50号）附則第2項の規定により読み替えて適用される条例附則第6項に」とする。